



第70号 (令和3年7月5日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

➤ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

➤ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

皆様こんにちは！7月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、令和3年度の臨時特例免除申請のほか、特別徴収事務における注意点について掲載しています。

また、障害年金講座では、年金の受け取りが可能な金融機関についての留意事項をお伝えします。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第22回！

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

年金の受け取りが可能な金融機関

です！

受付・点検に係る留意事項について

今号では、年金の受け取りが可能な金融機関について、請求書の受付時に確認していただきたいポイントをご紹介します。

1. 年金の受け取り可能な金融機関

年金請求書を受付する際に、年金請求書に記入された受取口座の金融機関が、年金の受け取りが可能な金融機関か確認してください。

◇ 年金の受け取りが可能な金融機関

- (1) ゆうちょ銀行
- (2) 都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫
- (3) 農協及び漁協
- (4) 次の6つのインターネット専門銀行
 - ① ソニー銀行
 - ② 楽天銀行
 - ③ 住信SBIネット銀行
 - ④ イオン銀行
 - ⑤ PayPay銀行※
 - ⑥ GMOあおぞらネット銀行

※「ジャパンネット銀行」は、令和3年4月5日付で「PayPay銀行」に名称変更をしました。

◆ 注意点

上記以外の金融機関が記入されている場合は、年金の受け取り可能な金融機関に訂正するように案内してください。

2. 年金受取機関の例外

年金受取機関を確認する際に、さらに注意していただきたい点は次の3点です。

- (1) 貯蓄口座は年金の受け取りができません。
- (2) ゆうちょ銀行について、簡易郵便局は年金の受け取りができません。
- (3) 農協及び漁協については、一部年金振込ができないところがあります。

3. 年金受取機関欄の確認

正確な年金の振り込みを行うため、年金受取口座の確認が必要となります。

このため、年金受取機関欄を確認する際は、次のいずれかが記載又は書類の添付があるか確認してください。

- (1) 金融機関の証明印又は金融機関名（支店の表示の有無は問いません。）が表示されたゴム印が押印されている。※1
- (2) 預金通帳のコピー（金融機関名、支店名、名義人のフリガナ、預金種別、口座番号のわかるもの）が添付されている。
- (3) 預金通帳やキャッシュカードを目視確認した場合は、「確認した旨の表示」＋「（市区町村）窓口確認者の認印」がある。

[Q&A]

Q

インターネット專業銀行には通帳がありませんが、請求書の年金受取口座はどのように確認すればよいですか。

口座を確認できる資料（インターネットから印刷したもの等）を添付するように案内してください。インターネット專業銀行でも、キャッシュカードをお持ちの場合がありますので、ご説明の際に確認してください。

なお、キャッシュカードをお持ちの場合など、記載内容を目視で確認したときは、右下の金融機関の証明欄に市区町村役場の「確認印」と「確認者の認め印」を押印してください。（下の図の確認印は1つの例です。）

A

⑩ 年金受取機関 (フリガナ) ネンキン		タロウ	
① 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		年金 太郎	
年金送付先 ゆうちょ銀行	⑪ 金融機関コード	⑫ 支店コード (フリガナ) ペイペイ	⑬ 預金種別
	⑭ 金融機関名	⑮ 口座番号 (左詰めで記入)	⑯ 口座番号 (左詰めで記入)
	PayPay	すずめ	99999
⑰ 預金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明	
記号 (左詰めで記入)		番号 (右詰めで記入)	
⑱ 支払局コード 1008996		*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名、証明は不要です。 *請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 *貯蓄預金口座又は貯蓄貯金口座への振込みはできません。	
		*口座をお持ちでない方や口座でのお取金が困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。	

※1 金融機関の確認とは、金融機関の証明印以外に金融機関名（支店の表示の有無は問いません。）が表示されたゴム印が押印されていることを言います。

※2 インターネット專業銀行以外でも、窓口で記載内容を目視確認した場合は、同様に確認したことの押印をしてください。



窓口で目視確認を行う際は、記載誤りがないか十分に注意して確認してください。（記載誤りがあると年金の振り込みができず、年金の受け取りが遅れてしまいます。）

4. 「ゆうちょ銀行」を振込先とする場合の記入例

記入例①

13 年金受取機関 (フリガナ)		ネンキン		タロウ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名 (氏)		年金 (名)	
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		太郎		太郎	
年金送付先	14 金融機関コード	16 支店コード (フリガナ)	銀行 (フリガナ)	17 預金種別	18 口座番号 (左詰めで記入)
	ゆうちょ銀行		信金 信農 信協 信連 信通	1. 普通 2. 当座	
15 預金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
記号 (左詰めで記入)			番号 (右詰めで記入)		
10120			10123451		
15 支払届コード			1008996		

おなまえ
ネンキン タロウ 様

株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇 税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

記入例②

13 年金受取機関 (フリガナ)		ネンキン		ハナコ	
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名 (氏)		年金 (名)	
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)		ハナコ		ハナコ	
年金送付先	14 金融機関コード	16 支店コード (フリガナ)	銀行 (フリガナ)	17 預金種別	18 口座番号 (左詰めで記入)
	ゆうちょ銀行		信金 信農 信協 信連 信通	1. 普通 2. 当座	
15 預金通帳の口座番号			金融機関またはゆうちょ銀行の証明		
記号 (左詰めで記入)			番号 (右詰めで記入)		
19000-2			7654321		
15 支払届コード			1008996		

おなまえ
ネンキン ハナコ 様

株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)

印紙税申告納付につき〇〇 税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください

ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番 (ハイフンに引き続く数字) がある場合のみ記入。

口座番号は右詰めで記入するので番号が7桁以下の場合、左側に空欄が残ります。

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和3年6月から令和3年10月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和3年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 統合通知書（年金生活者支援給付金振込通知書・年金生活者支給付金支給金額（改定）通知書）の送付

令和3年 7月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（7月定時分）

令和3年 9月

- (定例) 令和4年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。
- (定例) 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付

令和3年 10月

- (定例) 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付）
→ 詳細は、次号の「かけはし」でお知らせします。

令和3年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の臨時特例免除申請ができます。（令和3年7月～令和4年6月）（国民年金部）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、令和3年度サイクル（令和3年7月～令和4年6月）においても同様に申請ができます。（令和3年度も引き続き臨時特例措置に基づく取扱いを継続します。）

対象者

以下、いずれも該当する方が対象になります。（対象者に変更はありません）

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した（※1）
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額（※2）が、国民年金保険料免除基準相当（※3）（※4）になることが見込まれる方

- ※1 令和2年度分以前の申請については、令和3年7月以前に収入が減少した方が対象となります。
- ※2 令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月）における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
- ※3 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。
- ※4 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

申請対象期間

令和元年度分として：令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分として：令和2年7月分から令和3年6月分まで

令和3年度分として：令和3年7月分から令和4年6月分まで



申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※ 申請書⑩特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ 令和元年度分と令和2年度分、令和3年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。ただし、**年度ごとに申請が必要になりますので申請書は申請を希望される年度の数だけ必要です。**（すでに令和元年度分、令和2年度分を申請され承認を受けている方は、令和3年度分のみ申請していただきます。）

所得の申立書については、次頁の記入例を参照してください。なお、様式は年度ごとに異なりますのでご案内の際はご注意ください。

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。（感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。）

所得の申立書について（記入例）

以下の記入例を参考に、所得の申立書の記入をお願いします。

この記入例は、令和3年7月に収入が減少した場合（7月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。

簡易な所得見込額の申立書（記入例）

〔この記入例は、令和3年7月に収入が減少した場合（7月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。〕

【表面】 申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

①申請対象期間
この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は令和3年度分（令和3年7月分～令和4年6月分）となります。年度ごとに免除・納付猶予申請書及び所得の申立書が必要となります。

②チェックをしてください。

③収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）
被除者、配偶者や世帯主のうち※、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のみ記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。
※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に収入がない場合には、「なし」と記入してください。
※申請者が世帯主の場合には、世帯主氏名欄に「本人」と記入してください。

【裏面】 所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例
・B欄の金額×40% - 10万円
※上記式で計算した額が55万円に満たない場合は「55万円」
（注）給与所得控除、公的年金等控除は、税制改正により控除額が変更されました。令和2年度以前の所得申立書をあわせてご提出される場合には、計算にご注意ください。

E 給与収入のみの方の場合の例
・給与収入が55万円以下の場合：0円
・給与収入が55万円を超える場合：B欄の額 - D欄の額
このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

承認の所得基準

それぞれの免除区分について、所得（E欄）が以下の計算式で計算した金額以下であることが必要です。※令和3年度免除・納付猶予申請の基準額

全額免除	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円
4分の3免除	88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

（注）全額免除に該当しない場合でも納付猶予や一部免除に該当する場合があります。すべての免除区分の審査を希望する場合には、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の「⑨免除等区分」欄の記入は不要です。

注意事項

- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても免除申請ができます。

申請用紙・所得の申立書

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

<トップページの「新型コロナウイルス感染症関連情報」バナーより、1.国民年金被保険者の方へのリンク先をクリックしてください>

※ お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

令和3年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書の変更について

(国民年金部)

令和3年度の免除・納付猶予申請書について、平成30年度税制改正に伴う給与控除額、公的年金等控除額の引き上げにより免除等の所得基準額が変更されたため、申請書1枚目で説明している〈全額免除となる所得の目安〉の記載が変更されます。

なお、事務運用に変更はありませんが、お客様へのご説明の際などにご注意ください。

※ 国民年金法施行令等の一部改正（令和3年3月公布・令和3年4月1日施行）

※ 新様式について（令和3年6月1日付厚生労働省年金局通知（年管管発0601第13号））

所得基準額の変更内容

申請の別	変更前	変更後
国民年金保険料申請全額免除・納付猶予	35万円+22万円	35万円+32万円
国民年金保険料申請一部免除（4分の3）	78万円	88万円
国民年金保険料申請一部免除（2分の1）	118万円	128万円
国民年金保険料申請一部免除（4分の1）	158万円	168万円

※ 基準額は扶養親族等がない場合の額となります。

様式変更箇所

国民年金保険料 免除・納付猶予 の申請について

(学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください)

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）、世帯主それぞれの前年所得（過去の年度分については、前々年や前々々年所得等）が一定額以下の場合や失業等の理由がある場合、申請により保険料の納付が全額免除または一部免除となります。（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

〈全額免除となる所得の目安〉 …… { (扶養親族の数 + 1) × 35万円 } + 32万円※

※令和2年度以前を申請する場合は、32万円を22万円に読み替えてください。

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）それぞれの前年等の所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

注意

赤枠部分が記載変更箇所です。
令和2年度以前を申請するお客様もいらっしゃいますので、所得基準額を説明するときは注意しましょう。



介護保険料・国民健康保険料(税)・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収事務において注意していただきたい事項をまとめています。

担当課へぜひご回覧ください。

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

今回、特別徴収依頼通知(年次)の提出を前に、過去の事例を踏まえた公的年金からの特別徴収における留意事項をご紹介しますので、特別徴収事務をご担当される皆様にご活用いただきますようお願いいたします。

I データ作成時の留意事項

公的年金からの特別徴収は、各市町村から国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構(以下「経由機関」という。)を通じて、特別徴収依頼通知(年次)と各種異動通知(月次)を日本年金機構(以下「機構」という。)に提出いただき実施しているところです。

しかしながら、これらの通知の作成時において、定められた内容となっていなかったために特別徴収が行えない事象が発生しております。

その事例をご紹介しますので、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

(1) 資格喪失等通知の理由について

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知において、「41-02(転出による停止)」とするとところを誤って「41-01(死亡による停止)」として通知すると、公的年金からの特別徴収が停止になるとともに、年金の支払いも停止となりますので、通知を作成する際は十分ご注意ください。

(2) 住所地特例対象者に関する内容について

① 市区町村から、日本年金機構に「81-01(住所地特例該当通知)」を通知したにも関わらず、年次の特別徴収対象者情報が送付されていないとの照会を多くいただきます。「81-01(住所地特例該当通知)」を年次の特別徴収対象者情報に反映させるためには、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、機構に通知する必要があります(令和4年3月の異動情報の経由機関から機構への提出日は3月18日)。

※ 遅れて通知された場合は、年次処理の対象者抽出に間に合わないため、翌年度に住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を作成することとなります。

(2) 住所地特例対象者に関する内容について（続き）

- ② 年度の途中で特別徴収を中止した場合は、住所地特例も解除され、翌年度の年次の特別徴収対象者情報が通知されないことに注意してください。

この場合、機構が年次の特別徴収対象者情報を作成する時期までに、「81-01(住所地特例該当通知)」をあらためて通知してください（令和4年3月の異動情報の經由機関から機構への提出日は3月18日）。この通知を受けて、機構が翌年度から、住所地特例対象者として特別徴収対象者情報を市区町村に送付します。

- ③ 住所地特例対象者として特別徴収を行っている方が、改めて特別徴収を行っている市区町村に住民登録が行われると、機構から特別徴収追加候補者情報「30-02（住所変更者）」を送付します。

この場合、既に介護保険料のみ特別徴収を行っている方について、新たに国民健康保険料（税）または後期高齢者医療保険料の特別徴収を開始しようとする場合には、特別徴収継続中の介護保険料についても「31-01（対象者）」として特別徴収追加依頼通知をお願いいたします。

特別徴収継続中であることを理由として、介護保険料を「31-03（非対象者）」で通知すると、特別徴収開始依頼通知が經由機関においてエラーとなり、特別徴収が行えませんのでご注意ください。

※「31-01（対象者）」通知に対して、介護保険料の特別徴収追加依頼処理結果通知は「31-51（相関性エラー）」となりますが、介護保険料の特別徴収は継続されます。

(3) 特別徴収の対象となる年金について

老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給している65歳以上の方について、特別徴収の対象となる年金は老齢基礎年金のみです。

よって、老齢基礎年金の年金額が政令で定める額（年額18万円）以上である場合に、機構から經由機関を通じて各市区町村へ特別徴収対象者通知「00-01（新規者）」または「00-02（継続者）」を送付しています。

※ 例年1月に送付している公的年金等支払報告書の年金額は老齢厚生年金と老齢基礎年金の合計額となっています。そのため、公的年金等支払報告書の金額が年額18万円以上の方であっても、特別徴収対象とはならない場合がありますのでご注意ください。

Ⅱ データ送信時の留意事項

- 特別徴収依頼通知（年次）及び各種異動通知（月次）（以下「特別徴収依頼通知等」という。）の情報交換時において、送信漏れや操作誤り等により、経由機関に正しくデータ送信がされず、適正に特別徴収ができなくなった事象が発生しております。
- 市区町村におかれましては、データの取り込み作業手順の確認や経由機関へのデータ送信後の送信結果の確認について徹底いただくとともに、データ作成等を委託している場合は、委託業者への注意喚起や委託業者が作成したデータの確認を複数人で行うなどチェック体制を強化していただきますようお願いいたします。
なかでも、**特別徴収依頼通知（年次）**の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。細心の注意を払い、特別徴収依頼通知の作成及び送信を行っていただきますようお願いいたします。
- **データの送信漏れ等により、機構において特別徴収依頼通知が収録できなかった場合、その対象者については当該年度の特別徴収を行うことができず、普通徴収で対応いただくこととなります。**

過去の事例をご紹介しますので、十分ご留意くださいますようお願いいたします。

事例 1	送信時のデータ取り込み作業手順の誤り等により、経由機関に特別徴収依頼通知等データが送信されなかった。
事例 2	経由機関に、特別徴収依頼通知等データを送信したが、送信結果の確認を失念し、送信エラーとなっていることに気付かず、正しいデータを送信できなかった。
事例 3	特別徴収依頼通知等のデータ作成を委託していた委託先の業者のミスにより、誤ったデータを経由機関に送信してしまった。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先

- ◆ 日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）
- ◆ 年金受給権者からのお問合せ先は、お近くの年金事務所またはねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。
- ◆ 日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。
- ◆ 年金受給者の方がインターネットをご利用可能であれば、ぜひご案内ください。トップページ⇒上部メニュー「年金Q & A」⇒「年金の受給」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

令和3年度「わたしと年金」エッセイを募集しています！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、市（区）役所または町村役場をはじめ関係機関・関係団体の協力のもと、地域に根ざした公的年金制度の周知・啓発活動を「地域年金展開事業」と位置付け、積極的に実施しているところです。

その一環として、広く国民の皆さまに公的年金制度との関わりを考えていただくよう、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金の大切さなどをテーマに、「わたしと年金」エッセイを募集しています。

募集した作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、作品を日本年金機構ホームページへ掲載します。

是非、各地域の皆さまへの周知をお願いいたします。

「わたしと年金」エッセイの募集にあたっては、ポスターやリーフレットを用意しています。

募集期間中のポスターの掲載やリーフレットの設置につきまして、是非、ご理解とご協力をお願いします。



- 主催：日本年金機構
後援：厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会
- 応募資格
中学生以上の方
- 応募締切
令和3年9月10日（金）当日消印有効
- 提出先
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ「わたしと年金」担当
- 賞
厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
(賞状の授与並びに記念品を贈呈します。)

※ 応募要項や過去の受賞作品等、
詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



日本年金機構 検索 
<https://www.nenkin.go.jp>



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和2年2月以降に収入が減少した場合、引き続き令和3年度（令和3年7月から令和4年6月まで）以降も国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しております。

（参考）機構ホームページの掲載場所

ここをクリック

ここらに沿って進んでください

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

ページID：150010-715-967-744 更新日：2021年4月1日 印刷

令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例申請の受付手続きが開始されました。

1. 対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除、猶予及び学生納付特例申請は、以下の2点をいずれも満たした方が対象となります。

- (1) 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
- (2) 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること

なお、納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額免除した場合と比べて年金額が低額になります。詳しくは、「[保険料免除・納付猶予制度とは](#)」をご覧ください。

また、免除等の承認から10年以内であれば、後から追納して年金額を増やすことが可能です。詳しくは「[国民年金保険料の追納制度](#)」をご覧ください。

いつも国民年金制度の周知にご協力いただきありがとうございます。
臨時特例免除制度の周知につきましても、自治体のホームページやSNSでの周知にご協力をお願いします。





～国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ～
国民年金保険料の追納をおすすめします！

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載しております。



地域の独自情報

編集後記

先日、急に「パン生地を捏ねたい」と思い立ち、初めて手ごねで食パンを作りました。おそらく、雑念を捨てて何かで没頭したかったんだと思います。初めてなので手際もよくなく、時間も手間もかかりましたが、無心で生地を捏ね、そわそわと発酵を見守り、焼き上がるさまをぼんやり眺めていた時間はなかなか贅沢だった気がします。

初めてにしては意外と美味しく焼きあがったので、ちょっと自信ができました。

さて、「かけはし」は皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。